

# 序 章

# 序章

## 1 計画策定の趣旨

県においては、複雑・多様化、専門化する県民ニーズに的確に応えるため、平成13年度に「長崎県福祉保健総合計画（平成13年度～平成17年度）」を、その後、第2期計画（平成18年度～平成22年度）、第3期計画（平成23年度～平成27年度）を策定し、各種施策を総合的かつ一体的に展開してきたところです。

この間、国においては社会保障制度改革が進められる一方、県内においては、市町村合併の進展により、県民に身近な市町の役割が増大するなど行政の枠組みが大きく変わっております。また、経済の低迷による税収減などによる地方財政の逼迫や地方分権の推進、少子高齢化の急速な進行など社会経済情勢は大きく変化しています。

このような状況の変化や県民の多様なニーズを踏まえ、同計画の役割を引き継ぎ、今後の保健・医療・介護・福祉施策を総合的・体系的に進めるための指針として本計画を策定するものです。

## 2 計画の性格と役割

我が国の人口減少、少子化・高齢化の急速な進行、グローバル化、情報通信技術における高度情報化の進展など、本県を取り巻く社会経済情勢は近年大きく変化しています。

こうした時代の潮流を的確に捉え、将来を展望しながら、新たな視点で長崎県づくりを計画的に進めていく必要があることから、今後の県政運営の指針や考え方を県民にわかりやすく示した新たな5カ年計画として「長崎県総合計画チャレンジ2020」を本年度に策定しました。

福祉保健総合計画は、「長崎県総合計画 チャレンジ2020」における保健・医療・介護・福祉分野の施策の基本的な考え方や方向性を示すとともに、これまでに策定した領域ごとの計画と整合性をもちながら、本県の保健・医療・介護・福祉施策を総合的・体系的に進めるための指針となるものです。

また、社会福祉法の要請する市町の地域福祉推進への支援、社会福祉に従事する人材の確保や資質の向上及び福祉サービスの適切な利用の推進などに関する事項についても盛り込むなど、地域福祉支援計画<sup>\*1</sup>としても位置付けています。

### \*1 地域福祉支援計画

広域的な観点から、市町村の地域福祉の推進や地域福祉計画の実現を支援する、社会福祉法に基づく行政計画で、県が策定する。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、平成 28 年度（2016 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 5 年間とします。

### 4 計画の推進体制

本計画は、保健・医療・介護・福祉施策が総合的に実施される地域づくりを目指していますが、その実現のためには、県、市町、企業や民間団体、NPO<sup>\*2</sup>やボランティア、さらに県民のすべてが参加し、協働<sup>\*3</sup>することが必要です。

そして、それぞれがこの計画に定める基本的な考え方や方向性を踏まえ、主体的・積極的に取り組み、その役割を果たすことで、この計画は推進されます。

県は、広域的あるいは専門性の高いサービスや事業を実施しながら、市町への助言、支援を行うとともに、市町と連携し、地域の特性を活かしたサービス体制づくりを推進します。

また、それぞれが役割を担う各主体間のネットワーク構築を推進し、関係機関が連携して、保健・医療・介護・福祉のより一層の向上を図るための各種の取組が総合的・一体的に実施されるよう支援する役割を果たします。

市町には、住民に最も身近な行政主体として、住民ニーズを的確に把握し、それぞれの地域特性を踏まえ、きめ細かな保健・医療・介護・福祉サービスの総合的・一体的な提供について、県との役割分担と連携の下に、自主的かつ主体的に取り組むことがこれまで以上に期待されています。

### 5 計画の評価と公表

本計画に基づく施策の実施状況については、県民の視点に立って検証・評価するとともに、この計画に掲載した事業以外にも、状況変化に対応して実施すべき事業として取り組みます。

検証・評価にあたっては、長崎県福祉保健審議会福祉保健総合計画専門分科会<sup>\*4</sup>において、引き続き、施策の取組状況等について検証と評価を行い、その結果を公表するとともに、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

#### ながさき‘ほっと’プラン

「ながさき‘ほっと’プラン」とは、本計画の愛称で、安心への願いと温かみをイメージしたものです。

#### \*2 NPO (Nonprofit Organization)

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

#### \*3 協働

異なる主体が、それぞれの主体性・自発性のもとに相互の立場や特性を認め、共通する課題解決や目的の実現に向けて協力すること。

#### \*4 長崎県福祉保健審議会

社会福祉法及び地方自治法の規定に基づき、県に設置された審議会で、障害者福祉、児童福祉、高齢者保健福祉などに関する事項を調査審議する機関。県議会議員、社会福祉事業に従事する方、学識経験者で構成される。

# 序章

## 6 計画の構成図

